

許可番号 03114047318

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鳥取県米子市淀江町西原635番地5
氏 名 有限会社淀江清掃社
代表取締役 中村 政広

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治



許可の年月日 令和 4年 4月15日
許可の有効年月日 令和 9年 4月14日

1. 事業の範囲

別紙1のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙2のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4年 3月24日 更新許可

5. 積替え許可の有無

鳥取市 有 ・ ☐ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ☐ 有 ・ 無

別紙 1

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	燃え殻	—
(2)	汚泥	○
(3)	廃油	—
(4)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	○
(5)	紙くず	○
(6)	木くず	○
(7)	繊維くず	○
(8)	動植物性残さ	—
(9)	ゴムくず	—
(10)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	○
(11)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	○
(12)	がれき類	○
(13)	家畜ふん尿	—
(14)	家畜の死体	—

- ・以上 14 品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
- ・ (4)、(11) 及び (12) にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
- ・ (2)、(4)、(10) 及び (11) にあつては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。

(備考)

- ・「○」は積替え保管ができるもの、「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。



別紙 2

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地：鳥取県米子市淀江町西原字新坂ノ下1097番3

産業廃棄物の種類	保管面積	保管上限	保管の最高高さ
廃プラスチック類、金属くず（廃バッテリーに限る。）	41m ²	7.5m ³	—

（以上2品目、いずれも石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

(2) 所在地：鳥取県米子市淀江町西原字上五反田2番地34

区分	産業廃棄物の種類	保管面積	保管上限	保管の最高高さ
①	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類	168m ²	111.33m ³	—
②	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類	6.876m ²	8m ³	—
③	廃プラスチック類、金属くず（廃タイヤに限る。）	3.04m ²	3.6m ³	—
④	金属くず及び汚泥（廃乾電池に限る。）	1.5m ²	0.12m ³	—
⑤	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（廃蛍光管に限る。）	4.5m ²	1.44m ³	—

（以上8品目、いずれも石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、区分④及び⑤にあっては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

